

大学進学の際に生じる教育格差
～奨学金制度や授業料無償化が格差に及ぼす影響～

2025年12月12日

1F220076 稲岡かの子

はしがき

この論文では、大学進学の際に生じる教育格差の原因を分類し、経済的要因から生じる教育格差に対して奨学金制度や授業料無償化がどのような影響を持つのかについて書きました。このテーマに関心を持ったきっかけは、中高生時代に学校を通してケニアの子どもたちを支援したことにあります。私が通っていた学校では、月に一度全校生徒や先生方が100円募金し、ケニアの子どもたちが勉強できるように支援をしていました。ケニアで支援活動をされている方の講演会を学校で聴く機会があり、その方がケニアにも受験戦争のようなものがあり、ケニアの子どもたちはお手伝いの合間を縫って勉強をしているという旨のお話をしてくださいました。このお話を聞いた時に自分を含めて多くの日本の子どもたちがどれほど恵まれた環境にいるのかを実感し、教育格差というものを初めて理解しました。また、大学受験の際に周りの友人が志望大学や受験のための塾について保護者や先生と意見が対立しているのをよく見かけました。経済的な理由や私が通っていた高校は女子校であったこともあり、子どもを実家から出さないという保護者の方もいました。また、大学受験にあまり関心のない保護者の方もおり、入試形態や志望校を決める際に苦労している友人もいました。私は、説得すれば県外であっても自分の行きたい大学を志望させて貰え、また塾にも行かせて貰いました。受験中は周りを気にする余裕がありませんでしたが、大学生になり、当時のことを振り返ると自分がいかに好きなようにさせてもらっていたかを実感しました。卒業論文のテーマを決めるに当たり、当時のことを思い出してこれも教育格差だったのだなと思い、国内における教育格差を解消するためには何が必要なのかを自分なりに考えるためにこのテーマを選びました。本格的に卒業論文を書き始めた4月頃はまだウィーンにおり、メールで報告書を提出させて頂いていましたが、直接先生の意見を聞くことができないので、自分の方向性が合っているのか分からず、不安の中書いていたことを覚えています。そして、ウィーンから帰ってきた7月以降は就職活動を本格的に始めたこともあり、卒論のために時間が十分に取れないこともありました。留学に行ったためにこのようなスケジュールになったわけですが、自分で決めたことでありながら、自分を恨むこともしばしばありました。また、論文を読んだり、調べたりしているうちに自分の軸を見失いそうになることもよくあり、論文を書くことの大変さを痛感しました。それでも定期クールの報告での先生からのご指導のおかげで、最後まで書き切ることが出来ました。

私は同期の皆とは異なり、まだ1年大学生活が残っていますが、これまでの自身の大学生活を振り返ると、自分と向き合うことが多い時間だったように思います。大学生になり、高校生の頃よりも時間的にも経済的にも自由が格段と増え、楽しいこともたくさんありましたが、自分が将来何をしたいのか、人生において何を大切にしていきたいのかなどを考える時間でもありました。何も決めきれないまま2年生が終わろうとしている時、このまま就職活動をしていいのかと不安になり、両親にお願いをして逃げるように留学に

行くことを決めました。しかし、留学に行くまで海外経験がほとんどなかったため英語でコミュニケーションがとれるのかという不安、また異国の地で1人生活することへの不安を抱えながらウィーンへ旅立ちました。始めは慣れないことだらけで毎日疲れ切っていましたが、徐々にウィーンでの生活にも慣れ、友人もでき楽しく毎日を過ごせました。そして、留学中にはサステナビリティやサプライチェーンについての授業を受けることで、留学前にゼミや谷本先生の授業で学んだことを深めることが出来たと感じています。また、留学中に様々な場所へ旅行に行き、様々な国の文化を堪能できたことも留学の醍醐味であったと思います。ウィーンへ留学に行ったことはとても良い経験でしたが、留学に行ったことにより、谷本ゼミでのイベントに余程参加できず、同期の皆との思い出が少なくなってしまうことが心残りではあります。また、台湾合宿に参加できなかったことで先輩方とも交流できなかったことも残念でした。しかし、留学から帰ってきた私を1年ぶりにも関わらず、行く前と同じように温かく迎えてくれた同期の皆にはとても感謝しています。そして何よりゼミに所属しながら留学へ行くことも許可してくださり、留学中も卒業論文のことだけではなく、私自身も気にかけて下さった谷本先生には感謝の気持ちでいっぱいです。

2年間のゼミ生活で、確かな情報源から知識を得て、伝える力が身についたと思います。私は思いついたら深く考える前にやってみよう！というタイプの人です。ここが自分の長所であり、短所でもあると思っていますが、このような性格なので「調べる」という作業が好きではありませんし、苦手です。しかし、谷本先生がゼミの中でネットに転がっている不確かな情報ではなく、論文などの確かな情報源から情報を得ることの重要性を何度も伝えてくださいました。頭ではわかっていながら面倒くさいなと始めは思っていたのですが、2年間のゼミ生活を通して確かな情報源から情報を得ることが身につけてきたと思います。情報化が進む社会においてこれから重要な力であると思うので、大学生のうちにこの力を身に付けられたことはこれからの人生において重要なことであると思います。また、3年生の春学期に行っていたグループワークでは、得た情報をまとめて正しく伝えることの難しさも感じました。グループでまとめたレポートを報告する際に自分たちの意図を正確に伝えることが難しく、とても苦勞しましたが、ゼミ生活を通して伝える力を養えたと思います。しかし、英語で自分の意図を正確に伝えることはさらに難しいことを留学中に実感しました。これからの人生の中で、英語でコミュニケーションをとる力も養っていかれたらと思います。

最後になりますが、厳しいように見えていつもゼミ生を気にかけてくださる谷本先生、いつも変わらず優しく引っ張ってくれる同期の皆とこの2年間をともに過ごせたことを嬉しく思います。留学に行っていた期間はゼミのイベントには参加できませんでしたが、それでも谷本ゼミで活動できたことは大学生活における重要な財産であり、これからの人生においてもゼミで学んだことや得た人とのつながりを大事にしていきたいです。改めて谷本先生、そして同期の皆に感謝申し上げます。

2025年12月12日

目次

第1章 教育格差と格差の原因	p. 1
第1節 教育格差の定義	p. 1
第2節 教育格差の原因	p. 1
第2章 日本の教育格差の現状	p. 4
第1節 教育格差の原因の再分類	p. 4
第2節 大学進学の際に生じる教育格差	p. 5
第3章 経済的理由による教育格差の解消のために	p. 12
第1節 日本における教育観・授業料	p. 12
第2節 日本の奨学金制度	p. 14
第4章 奨学金制度・低授業料化（無償化）政策が教育格差を解消するか	p. 17
第1節 貸与奨学金制度	p. 17
第2節 修学支援新制度（給付型奨学金、授業料・入学金免除）	p. 18
第5章 大学進学の際に生じる教育格差の解消	p. 21
第1節 大学進学の際に生じる教育格差のさらなる解消のために必要なこと	p. 21
第2章 本論文の課題	p. 23
文献一覧	p. 26

第1章 教育格差と格差の原因

第1節 教育格差の定義

本論文における問題提起は「日本における大学進学の際に生じる教育格差を解消するために必要なことは何か」である。格差が生じる段階として大学への進学時を選んだ理由は小学校から大学までの中で最も大学進学時に教育格差が大きくなると考えたからである。義務教育を終えた高等教育から教育格差が大きくなり始めるように思えるが、男女共同参画局によると日本における高等教育等への進学率は令和2年度において女子は95.7%、男子95.3%と高い水準にあった。一方で大学への進学率（同年）は、女子50.7%、男子56.6%となっている。このことから、進学時における格差は高等学校よりも大学進学における格差が大きいと考えたため、格差が生じる段階として大学教育を選んだ。

SDGsの4番目にある「質の高い教育をみんなに」という目標は貧困や文化的背景から教育を満足に受けられない人々が教育を受けられるようにするという目標であって、主に発展途上国で発生する問題であると考えられる。しかし、日本においても国民全員が質の高い教育を満足に受けているとは考えられない。先述したように大学に進学しているのは男女ともに半数ほどであり、専門学校への進学率も女子27.1%、男子20.6%となっており、4年生大学への進学率と合わせると男女ともに約77%にとどまっている。このことから、日本国民全員が平等に質の高い教育を受けられているとは考えづらい。

教育格差の原因は経済的な理由や地理的な問題など様々あるが、日本における大学進学の際に生じる教育格差がどのような原因で生じているのかを明らかにし、これから大学に進学する子ども達がどのようにすれば自分が望む大学で質の高い教育を受けられるのかを考えていきたい。

本論文における教育格差の定義を決めるためにいくつかの定義を見ていく。OECDは教育の公平性を「すべての学生が公平な教育達成を得ることではなく、学生の教育結果の違いが、学生がコントロールできないバックグラウンドや経済・社会的な条件に関係がないこと」と定義している。また、松岡（2020）は教育格差を「子ども本人が変更できない初期条件である親の学歴、世帯収入、職業などの社会的・経済的・文化的な要素を統合した『社会経済的地位（socioeconomic status, SES）』や出身地域といった『生まれ』によって学歴や最終学歴などの結果に差があること」と定義している。前川（2011）は、「教育格差とは、親の収入などによる格差が子どもの教育環境にも反映される問題であり、生まれ育った環境により、受けることのできる教育に生じてしまう格差のことである。」と述べている。より経済的な観点からAzuma・Grossman（2001）は教育格差を「教育年数が長い労働者の平均賃金、または給与と教育年数の短い労働者の平均賃金、または給与の比」と定義している。ここでは経済的な要因だけでなく、地域など他の要因も考えていきたいため、最も分かりやすい松岡（2020）の定義を採用し、教育格差を「子ども本人が変更できない初期条件である親の学歴、世帯収入、職業などの社会的・経済的・文化的な要素を統合した『社会経済的地位（socioeconomic status, SES）』や出身地域といった『生ま

れ』によって学歴や最終学歴などの結果に差があること」とする。

第2節 教育格差の原因

次に教育格差の原因を見ていく。教育格差の原因には、様々なものがあると考えられるので、大学進学の際に生じる教育格差の原因を分析する際に分かりやすいように、まず原因の分類を考える。Blanden, Doepke, Stuhlerらは教育格差の原因を①両親のスキル②同類婚姻③両親のインプット④教育機関からのインプット⑤環境的な影響の5つを挙げている。①両親のスキルは、両親のスキルが子どもの能力の格差に繋がることを意味する。②同類婚姻は両親のスキルが近ければ、子ども間の教育格差は大きくなることを示している。③両親のインプットの格差は3つに分けられ、a)経済的な格差 b)両親の能力やスキル c)志向や願望の差である。a)については、両親の教育・賃金・健康の差や、片親などの限られた親の資源による。b)は両親が子どもの教育に対して効果的な投資を行えるかを意味する。c)は両親が子どもにどの程度投資するか、また子どもの経済的成功とその他の幸福のバランスをどうとるかも関係する。④は組織や公共教育システムの経済状況が教育格差に繋がることを意味する。⑤はどこに住むか、どの学校に子どもを通わせるかなどの両親の決定や、行政の政策も問題になる。以下でBlandenらの分類を詳しく見る。

①両親のスキル

高学歴な親はそうでない親に比べて、子育てに費やす時間が多く、収入に伴って子どもにかかる教育費も多くなる。また、認知能力や非認知能力も経済的な結果に影響を与え、特に非認知能力は収入の決定において重要である。両親は自身の能力の伝達や子どもとの交流を通して認知能力と非認知能力の獲得に影響を与えるが、富裕層の子どもはよりよい非認知能力を持っていることが多い。(Blanden, Doepke, Stuhler 2022)

②同類婚姻

同類婚姻とは、例えば、高学歴同士が結婚すると子どもに自分たちと同じような教育を受けさせようとするが、そうでない者同士が結婚すると子どもを大学に進学させる意欲が低くなることをいう。誰と子どもを持つかの選択は潜在的なパートナーの特徴が子どもの将来の成功などにどの程度関係するかによって部分的に決定される。(Blanden, Doepke, Stuhler 2022)

③両親のインプット

a)経済的な格差

経済格差の増加は子育ての格差を増加させるだけでなく、貧困層の子どもが成功するチャンスも減らす。裕福な家庭が子どもへの投資を増やすことで貧困層は子どもへ投資する動機を失い、さらに教育格差が広がる。(Blanden, Doepke, Stuhler 2022) 日本の家庭を上流・中流・下流に分けた場合、上流家庭はいつの時代も教育熱心であり、中流家庭は時期によって動く。そして下流家庭は教育に回すお金がないといった特徴がある。(前川 2011) Blandenら(2022)によると、教育のリターンが増えると教育を受けた人の収入が

上がり、消費が増え、消費の限界効用が低下し、その子どもへの教育の投資の限界費用が大きくなる。

b) 両親のスキルや能力

多くの親は人生の異なるステージにおける投資を補完ではなく、代理であると考えており、早期の投資に比べて後期の投資からの大きなリターンを期待している。このことからリターンに関する正しい知識・情報を提供することで教育投資を増大させることができると考えられる。(Blanden, Doepke, Stuhler 2022)

c) 志向や願望の差

教育格差に影響を与える投資の要素として教育スタイルがある。ここでの教育スタイルとは、子どもと親の間のコンフリクトをどのように解決するかを意味する。2種類の教育スタイルがあり、i) 寛容な親 (permissive parents) と ii) 子どもに言うことを聞かせようとする親 (authoritative parents) である。前者は子どもに自分で意思決定させ、より多くの自由を与えるが、後者は子どもをコントロールし親の望む道へ子どもを進ませようとする。収入格差が大きい時、両親はより子どもの成功を心配するので後者のスタイルになりやすい。子どもに対する親の願望は情報や信念の伝達によって、また親からの意図的な行動によって親から子どもに伝達される。(Blanden, Doepke, Stuhler 2022)

④ 教育機関からのインプット

財政が公共教育の質を近隣住民の平均年収によって変えた場合、学校教育も教育格差の要因になりうる。しかし、公共教育がバックグラウンドにかかわらず、全ての子どもに平等に教育の機会を与える場合や、学校外の不平等な投資や影響を補った場合でも平等格差は起こりうる。また、構造的な問題もある。子どもを早期にトラックに分類することは、特定の生徒の学習の成績をよくするが、教育格差を増大させる。教育機関で生じる教育格差を解消する方法には、i) クラスのサイズを小さくする ii) 授業時間を増やす・授業期間を伸ばす・学校を始める年齢を下げる iii) 教師の質を向上させるがある。ii) については、元から勉強ができる生徒に有益であり、さらに教育格差を広げる可能性もあるが、経済的に不利な生徒にとって、学校での授業時間を増やすことは成績に良い影響を与える。iii) において、教師の質を向上させるために、経済的なインセンティブを与えたり、教師の教育的なアプローチを変えさせたりする方法がある。(Blanden, Doepke, Stuhler 2022)

⑤ 環境的な影響

幼少期の仲間や友達も教育格差を増大させる可能性がある。経済格差が生じ、富裕層と貧困層の棲み分けが生じ、教育格差に繋がる。また、親は近隣や仲間との経験を住む場所や課外活動に参加させるかによって形作る。親の自分と似た境遇の人と仲間になろうとする傾向や社会経済的な違いも子どもが学校や近隣で作る人間関係に影響を与える。

(Blanden, Doepke, Stuhler 2022)

第2章 日本の教育格差の現状

第1節 教育格差の再分類

ここでは、日本における大学進学の際に生じる教育格差を分析していきたい。その前に参考になっている Blanden ら (2022) の教育格差の原因の分類の中で、日本に関する有益な論文を見つけられなかった項目 (同類婚や、両親のスキルや能力・志向や願望の差) や日本の現状に合わない部分があるため再分類する。具体的には、①両親の学歴②経済的な格差③地域間格差④インターネット環境⑤教育機関からのインプットに再分類する。以下で詳しく見ていく。

①両親の学歴

Blanden らの①両親のスキル (学歴など) ③両親のインプット b) 両親のスキル c) 願望・志向の差を含む。Blanden ら (2022) によると、高学歴な親は低学歴な親に比べて子育てに費やす時間が多い。このことから、学歴が高い両親ほど教育熱心であり、教育にかけるお金や時間が長く、両親のスキル (学歴) は両親が子どもにどの程度投資するか、子どものどのような将来を望むかと関係しているため統合したほうが分かりやすいと判断し、Blanden らの分類の3つを統合した。

②経済的な格差

Blanden らの③両親のインプット a) 経済的な格差に該当。この項目は教育格差に大きな影響を与えると考えられるため、独立させて1つの項目とする。

③地域間格差

Blanden らの⑤環境的な影響に該当する。Blanden らの分類では、この項目は近隣の子どもや友達との関わりや、住む地域のことを意味している。しかし、大学進学においては人との関わりよりも、住んでいる地域が大学へのアクセスや大学の選択に重要な役割を果たすのではないかと考えたため、近隣の子どもや友達との関わりの部分は無くし、住んでいる地域が原因で起こる格差のみに焦点を当てて考える。

④インターネット環境

これは Blanden らの分類にはなかった項目である。しかし、前川 (2011) が、インターネット環境を地域間格差の教育への反映の1つとして挙げている。また、第33回18歳意識調査 (2021) では、「教育格差を感じる」として、「学校のオンライン授業の未導入」や「家庭のインターネット環境・パソコン/タブレットの保有状況」が挙げられた。同調査の「教育格差是正の為に必要なこと」という問いには、33.8%が「オンライン教育の強化」 (複数回答可) と回答している。このことから、コロナ禍以降、インターネット環境が教育格差の原因となっていることが分かったため、項目に入れる。

⑤教育機関からのインプット

これは Blanden らの分類④教育機関からのインプットをそのまま使用する。Blanden ら (2022) の分類では、住んでいる地域の教育機関が提供している教育の質や量を主に議論していたが、ここでは、政府から提供される教育を中心に考えていく。

第2節 大学進学の際に生じる教育格差

①両親の学歴

再分類の所でも述べたように、親の学歴は子どもの教育に大きな影響を与える。その理由を難波・畑中（2012）は3つ挙げている。1つ目は、親の学歴が高いことは親の認知能力が高いことの現れであり、それが子どもに遺伝したということである。2つ目の理由は、学歴が高所得に結びつき、教育投資が多いことが子どもの学力を高めるということである。3つ目は、親の学歴が高いほど教育熱心であることである。松岡（2020）によると、児童の両親の大半が大卒である小学校では、子どもの大学進学を前提にしているのに対して、児童の両親の大半が非大卒である小学校では子どもの大学進学熱が高くない。このように親の最終学歴によって子どもの大学進学が左右される。また、難波・畑中（2012）は父親の学歴と子どもの学力に注目し、父親が大卒である児童の学力テストにおける合計平均正答率はそうでない児童と比べて高いと指摘している。また、彼らは父親の学歴と子どもの努力の関係にも着目し、父親が大卒である児童の合計学習時間はそうでない児童に比べてより長くなっていると述べている。学年が進行するにつれて、父親の学歴の違いによる正答率の差が拡大し、同じ努力（学習時間）でも、父親が大卒である児童はそうでない児童よりも一貫して学力（正答率）が高くなっている。（難波・畑中 2012）このことから、親の学歴という階層は子どもの学力や努力に影響を及ぼしており、その差は年齢を重ねるにつれて、拡大していくことが分かる。以上から、親の学歴をはじめとする所得水準・認知能力などが子どもの教育格差に影響を与えていることが分かる。

②経済的な格差

経済的な格差は子どもの教育格差に大きな影響を与えている。第33回18歳意識調査（2021）によると、「教育格差の原因はなにか」（複数回答可）という問いの回答の1位に経済力がある。（25.3%）また、「教育格差が広がる理由」という問いに対しても「家庭の経済格差が教育にも反映されている」という回答が1位となっている。また、自身が行った調査*において「教育格差を感じたことがあるか」という質問をした。「ある」と回答した生徒は57人（51.4%）であり、その理由としては経済的な理由が一番多く、具体的には「授業料が高いため私立大学に通えない」「一人暮らしができない」「塾に通えない」などの意見が多かった。これらのことから、高校生は経済的な理由が教育格差の大きな要因であると考えていることが分かる。

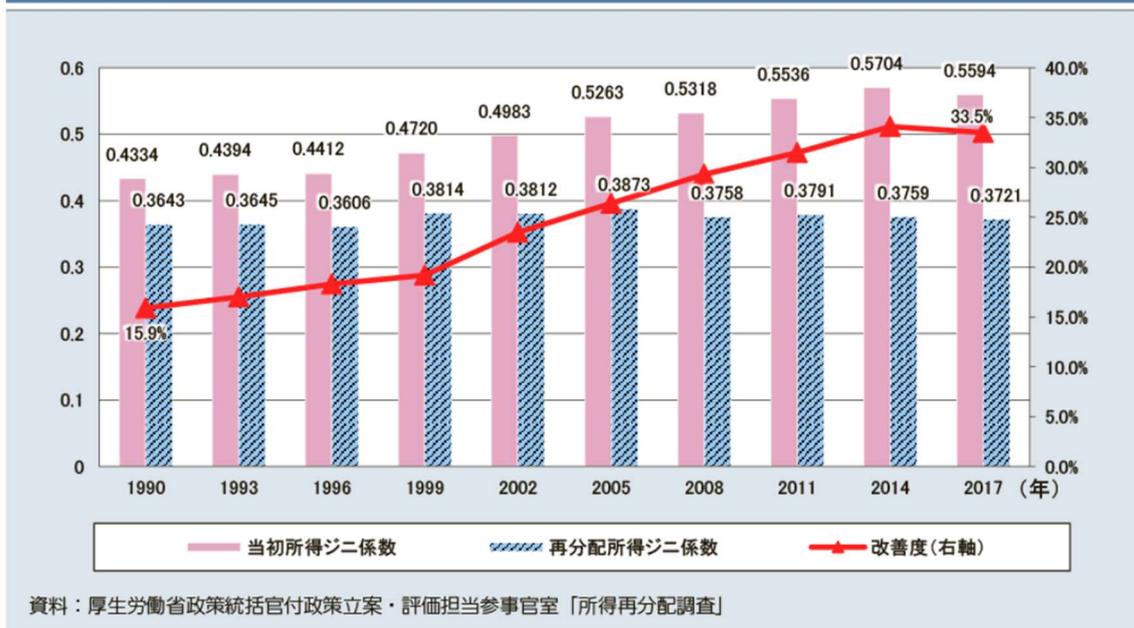
学校外の支出（塾や習いごと）も教育格差の原因となりうる。第33回18歳意識調査（2021）によると、学習環境に差があると感じた時として2番目に「経済的な理由で塾や習い事にいけなかった」が挙げられている。親の所得と子どもの学力の相関関係が生じている理由として、学校外教育投資等の経済的要因は重要である。（難波・畑中 2012）また、学校外支出が多い世帯ほど全国学力、学習状況調査の正答率が高い傾向にある。このことから、収入をより多く教育費に充てるなど、家庭の教育を取り巻く環境が学力に影響

を与えていることが分かる。(文部科学白書 2009)

また、文部科学白書(令和5年度)によると、大学学士課程程度又は同等レベルへの進学率は52.1%となっている。藤村(2009)は大学進学率50%段階における日本の大学進学/非進学を決定する条件を個人の属性から分析した論文の中で「所得格差が大学進学への制約になっている」と述べている。また藤村(2009)によると、1990年代から大学への進学機会において、家計負担が深刻な問題になっており、現代の高校生の進路選択には、学費負担という公的問題がある。「高校生の進路に関する調査(2023年度)」では、就職を希望する理由として78.5%の「早くお金を稼ぎたいから、経済的に自立したいから」に次いで、66.9%が「勉強が好きではないから」、次に66.3%が「進学の費用が高いから」と回答している。また、同調査より、世帯年収が450万~550万円(11.5%)、550万~650万円(12.0%)の層で就職に進む割合が高い。一方で、私立大学/国立大学ともに進学する割合は650~750万円(国立;10.1%、私立;9.6%)、750~850万円(国立;10.4%、私立;9.9%)の層に多い。この結果をみると、世帯年収が低いと就職を選ぶ傾向が強くなっていることから、高校生が就職を選ぶ理由として、経済的な要因が大きいことが分かる。

文部科学白書(2009)によると、家計が負担する教育費も含め生活費が大学段階で大きなものとなっている。子どもが私立大学に通っている場合、勤労世帯の平均可処分所得の1/2超を教育費が占めている。仮に公立の幼稚園から高校まで在学し、国立大学に進学した場合でも約1,000万円かかる。教育費負担の重さは家計の収入が低いとより深刻なものとなることが容易に予想されることから、年収の格差は教育機会の格差に直結する恐れがある。所得格差を示す指標である「ジニ係数」や「相対的貧困率」をみると、格差は緩やかな拡大傾向にあることを示している。(文部科学白書 2009) 令和2年度の文部科学白書にあるグラフを見ると、2017年度時点でも拡大傾向にある。「令和3年度所得再配分調査」の結果によると、2021年度の再配分前の当初所得のジニ係数は0.570、再配分後の所得のジニ係数は0.381となっており、どちらも横ばいとなっている。

図表 1-8-9 所得再分配によるジニ係数の改善の推移



(出所：「令和2年度版厚生労働白書」107ページ)

藤村(2009)は「志望段階では、都市規模にかかわらず、高校生の3人に1人は進学コストの最も低い、実家からの国立大学進学を志望している。国立大学を志望する者は私立大学に比して『低所得・高学力』である。」と述べている。2023年度の「高校生の進路に関する保護者調査」をみると、国立大学を志望する者のうち、49.0%が自宅通いを、37.9%が一人暮らしを予定しており、その差は9%程度である。一方で、私立大学を志望する者のうち、73.6%が自宅通いを、18.2%が一人暮らしを予定している。このことから国立大学に比べて学費が高い私立大学を目指す者は自宅通いが多くなっていると考えられる。学力については中学3年生のときの成績は国立大学を目指すの方が「上の方」と回答する割合が高いが、高校3年生になるとその割合は国立大学を志望する者と私立大学を志望する者の間で差は小さくなっている。先述したように国立大学・私立大学を志望する者はどちらも同じくらいの所得層に多く、「国立大学を志望する者は私立大学に比して『低所得・高学力』である」とは言い切れないと考えられる。一方で、小林(2007)は、学生の所得階層別在学率の格差は大きくないとし、私立大学では、かつては高所得層の在学率が高かったが、急速に平等化が進行していると述べている。この考えは藤村(2009)の考えとは異なるが、藤村(2009)の考えは学生の志望段階であるのに対し、小林(2007)の意見は進学した後のことであることを考慮したい。

経済的要因に関連して、教育格差の固定化も問題になっている。難波・畑中(2012)は、固定化ではなく、再生産という言葉を使って、「教育格差が再生産されるものであり、また教育格差が経済格差を生むものであれば、親の教育格差は親の教育経済格差を生

むばかりでなく、子どもの教育格差を生み出し、そしてその子どもの教育格差は、子どもが大人になったときの経済格差を生み出す。」とし、「教育格差を媒介にして、世代間の経済格差再生産が生じることになる。」と述べている。前川（2011）は、階層の固定化が進む理由を「学校で学ぶことよりも家庭で伝えることの比重が増しているから」だと主張している。学校で教えることは主に受験で使われるような勉強ばかりであり、仕事や結婚に関することは教えられることは少ない。そのためにどんな仕事に就くのがいいのか、収入はどれくらいがいいのかなどがわからないので、将来的な生活のモデルは身近な人になることが多い。（前川 2011）これらのことから、経済格差・教育格差の固定・再生産が生じ、これらを脱却することは難しいと考えられる。

③地域間格差

第33回18歳意識調査によると、「教育格差を感じる時」という問いに対して、2つ目に「公立/私立の差・地域による差・学校による差」という回答が挙げられている。前川（2011）は「地域間格差の教育への反映」を3つ挙げている。1つ目は、ハイレベルな塾や予備校は都会に集中しており、多様な選択ができるのは大都市住民だけになりかねないということである。実際に、18歳意識調査では学習環境に差があると感じた理由として、12.4%が「地域に図書館などの学習スペースがなかった」、12.0%が「地域に塾や学校などの選択肢が少なかった」と回答している。（複数回答可）また、Mugiyama, Toyonaga（2024）も高い教育を受けられるかはどこに住むかによって著しく影響を受けると述べている。これらから、住んでいる地域によって受けられる教育の質が異なることが分かる。2つ目は県民所得の差である。東京都と沖縄県では倍近く異なっている。3つ目は、自治体による情報化の進捗度の違いである。これは④インターネット環境で詳しく述べる。

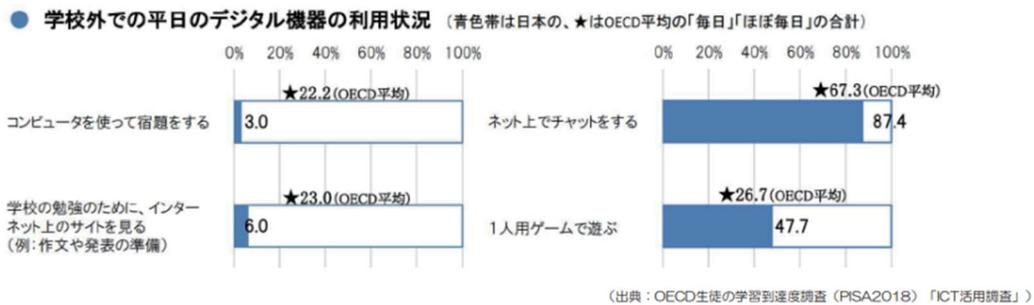
また、上山（2011）は大学進学率の都道府県間格差をもたらす要因を4つ挙げている。1つ目は、大学教育の供給量である。大学進学を希望しても大学教育が供給されなければ、大学進学が可能とならない。大学教育の相対的な供給量に都道府県間で違いがあれば、大学進学率の都道府県間の違いが生じる可能性がある。2つ目は、経済的な要因である。家計水準や地域経済の状況など都道府県の経済的条件の違いが大学進学率の違いを生じさせる。3つ目は、職業的な要因である。親世代の職業的要因が大学進学率の都道府県間格差を生じさせるという仮説が成り立ちうる。例えば、親世代の「ホワイトカラー率」が高い都道府県で大学進学率が高く、その割合が低い都道府県で大学進学率が低い結果として、都道府県間格差が生じている可能性がある。4つ目は学歴である。近年の日本の階層研究においては、職業よりも学歴のほうが進学行動に影響を与えていることを指摘する研究が多い。学歴が高い親世代が多い都道府県の大学進学率が高い一方、学歴が低い親世代が少ない都道府県の大学進学率が低いという集積効果として、都道府県格差が生じている可能性がある。以上より、様々な要因が地域間格差に影響を与えていることが分かる。

上山（2011）の大学進学率の都道府県間格差をもたらす要因の1つ目で挙げられている大学教育の供給量に関連して、大学へのアクティビティを考えたい。大学へのアクセスビ

リティは住む場所によって教育格差を生み出すと指摘されている。1960年代以前は、地域間の教育格差を減らすために政府は少なくとも1つは各都道府県に国立大学か、公立大学を設置する政策を出していた。しかし、1960年代以降、ベビーブームや高等教育への進学率の大幅な上昇により、大学進学を希望する人が増え、この需要を満たすために私立大学が大きな役割を果たした。私立大学は利益ベースで運営されるので、都市部に設置されることが多く、地域間格差が明白となった。ここで政府は1976年にいわゆる非都市化政策と呼ばれる高等教育のシステムに関する法律を出した。それによって私立大学は設置するのに政府の許可が必要になった。しかし、1993年にシステムが改正され、多くの都市圏で入学試験による競争を強化することが許可され、2002年には大学の新設の規制が完全に撤廃された。現在、より大きな受け入れのキャパを持っている大学は都市部に集中している。これらの大学は、他の都道府県に住む生徒により多くの選択肢を提供するが、これが地域間の教育機会の格差の原因となっている。地元や近隣の都道府県にある大学へのアクティビティでは、公共交通機関のネットワークも重要となっている。大学に通学しやすいなども大学を選ぶ際に重要となってくるからである。地元や近隣の都道府県の大学へのアクセシビリティは低い所得階層に良い影響を与える。特に恵まれない地域における大学へのアクセシビリティの向上は、教育機会の空間的格差の是正に役立つ。しかし、アクセシビリティの向上だけでは社会的背景による不平等など、より広範な不平等に完全に対処することはできない。(Mugiyama, Toyonaga 2024)

④インターネット環境

コロナ禍以降、インターネット環境も教育の格差の要因となっていると考えられる。第33回18歳意識調査(2021)によると、教育格差を感じる時として、「学校のオンライン授業の対応の違い」「家庭のインターネット環境/パソコン・タブレットの保有状況」が挙げられている。また、教育格差の是正の為に必要なこととして、「無償の学習支援拠点の整備強化」と並んで「オンライン教育の強化」が2つ目に挙げられている。前川(2011)は地域間格差の教育への反映の3つ目に情報化の進捗度の違いを挙げ、LAN整備などが地域によって0か100かとなっていると述べている。また、文部科学省は学校のICT環境整備状況は脆弱であるとともに、地域間での整備状況の格差が大きい危機的な状況にあると述べている。さらに、学校におけるICT活用は世界から後塵を拝している状況であり、学校の授業におけるデジタル機器の使用時間はOECD加盟国で最下位となっている。そして子どもの学校外でのICT使用は学習外に多くなっており、学習面ではOECD平均以下であるのに対して、学習外ではOECD平均以上となっている。



(出所: 文部科学省 (2020) 「GIGA スクール構想の実現へ」 2 ページ)

これに対処するために文部科学省は、GIGA スクール構想を発表した。GIGA スクール構想では、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現することが目指される。政府は通信ネットワークの整備やタブレット端末の整備の為に補助金を出している。令和6年度(2024年)に行われた、3468校の高等学校・中等教育学校の後期課程を対象とした調査では、1人当たりのタブレットの台数の割合は100%を超えている。

全国合計		
高等学校・中等教育学校の後期課程	学校数	3,468
	生徒数	1,908,715
	公費整備台数	1,030,996
	BYOD端末台数	996,548
	合計台数	2,027,544
	台数/人(%)	106.2%

(出所: 文部科学省 (2024) 「高等学校段階における学習者用端末の整備状況について」 8 ページ)

⑤教育機関からのインプット

第33回18歳意識調査(2021)では、教育格差が広がる理由として、2番目に「国や自治体の教育予算が伸び悩んでいること」が挙げられている。藤村(2009)や小林(2007)は、国際的にみて、日本の高等教育費の公財政支出が低いと指摘している。しかし、財務省(2023)はこの指摘に対し、「日本の公財政支出の対GDP比は、OECD諸国の中で低い」との指摘があるが、日本の人口全体に占める在学者数の割合も、OECD諸国の中で低い。在学者1人に対し、どの程度の公財政支出を行っているかで見ると、日本はOECD諸国平均と遜色ない水準であると述べている。

第33回18歳意識調査(2021)では、教育格差の是正の為に必要なことでは1番目に「高等教育の無償化などの制度整備」が挙げられている。(複数回答可)小林(2007)は高等教育政策において教育機会の均等は最重要理念であるとされながら、その具体策である

学生援助制度や低授業料政策が重視されなかった理由をいくつか挙げている。1つ目は、高等教育費は私的負担、とりわけ家計負担でまかなうべきであるという教育費負担の考え方である。ほとんど貸与である日本の奨学金の現状では、将来子どもが多額の借金を背負うことを避けさせようとする家計の志向が、学生援助支援の充実を支持しない背景にある。2つ目は、公的負担に対しては、教育の機会均等が重要な理念であるといっても、現実の公財政支出には限界があるため、無限に高等教育に費やすことはできないという現実主義が教育機会の均等という理想主義を上回って支持されてきたことである。3つ目は、高等教育に対する公的補助や奨学金の効果に対する懐疑が根強いことである。例えば、国立大学の低授業料化や奨学金は低所得層への再配分になっていないという意見がある。最後に、経済成長によって大学収容力は急上昇するとともに、家計所得も増加し、家計では大学進学のための教育費がそれほど負担ではなくなったため、進学機会の格差はそれほど政策課題として重要でなくなったことである。また、少子化によって大学入試の難しさが緩和され、学力の制約条件が緩くなった。しかし、少子化の進行に伴い大学進学が容易になるほど、学力より経済力が進学機会を左右する可能性が高まる。このことは、所得階層別の高等教育機会格差に深刻な問題を発生させる可能性が高い。(小林 2007)

* 「自身が行った調査」：母校である賢明女子学院高等学校の高2年生・高校3年生（計111人）を対象に、教育格差と奨学金の関係についてのアンケート調査を行った（2025年9月24日実施）。アンケート調査は、無記名でオンラインにより行い、教育格差についての質問や奨学金制度の認知度などについて質問した。

第3章 経済的理由による教育格差の解消のために

ここまでの分析を踏まえて、「奨学金制度・低授業料化（無償化）政策が教育格差を解消するか」を本論文のリサーチクエスチョンとする。大学進学の際に生じる教育格差の原因として経済格差と地域間格差の2つが特に大きな影響を与えていると考えた。大学へのアクセスビリティと経済格差は関連していると考えられ、経済格差の解消は地域間格差の緩和に繋がり、教育格差の迅速な解消に貢献すると考えられる。大学へのアクセスビリティの地域間格差を直ぐに解消することは難しいが、経済格差を解消することは奨学金制度や低授業料化（無償化）によって比較的早く緩和することができると考えられる。よって、この研究では、奨学金制度・低授業料化（無償化）政策が教育格差の解消にどの程度貢献するのかを分析したい。また、現在の日本の奨学金制度は貸与奨学金であるが、これが給付になるとどの程度大学進学に影響を与えるのかについても考えていきたい。

第1節 日本における教育観・大学授業料

World Bank のデータを見ると、2023年度の世界全体の大学進学率平均は43%となっている。日本の大学進学率(2022年度)は65%であり、世界平均よりは高くなっている。しかし、G7のメンバー国(全て2022年度のデータ)を見ると、アメリカ合衆国77%、イギリス80%、フランス71%、イタリア74%、ドイツ77%、カナダ77%となっており、日本は他のG7メンバー国と比べると少し大学進学率は低くなっている。この理由として、教育費負担が大きな原因になっていると考える。

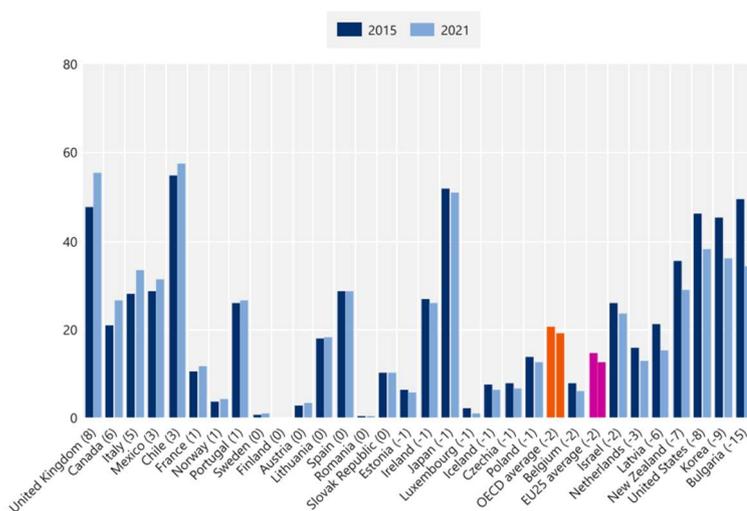
教育負担は公的、親(保護者)、子(学生本人)の大きく3つの考え方がある。これらには教育観の相違が背景にある。第一に、教育費の公的負担は、「教育が社会を支える」という教育観に根差している。このような教育観の下で学費は無償または極めて低く設定されている。これは教育費負担の「福祉国家主義」と言える。北欧社会やフランス、ドイツなどで広くみられる考え方である。第二に、教育費の親負担は親や保護者が子どもの教育に責任を持つべきだという教育観が背景にあり、教育費負担の「家族主義」と言える。日本・韓国・台湾などで非常に強い教育観である。第三に、子負担は、教育は個人のためであるという教育観が背景にある。これは教育費負担の「個人主義」と言える。アメリカ合衆国やオーストラリアなどアングロサクソン諸国で広くみられる教育観である。OECD加盟国の中で、日本は、高等教育費の家計負担が最も重い国の1つである(小林 2018)。図1から、OECD平均と比べると日本の高等教育費の家計負担は約2.6倍になっていることがわかる。日本で家計負担の割合が高いのは国で授業料に依存する私立セクターが高い割合を占め、さらにそれらの高等教育機関に対して、公的補助に乏しいためである(小林 2018)。教育費の負担には大きく分けて2つの方法がある。1つは機関補助であり、国立大学運営費交付金、私立大学国庫助成金などがこれにあたる。もう1つの方法である個人補助に関しては給付奨学金にあたる授業料減免について、いずれも機関補助の一部として実施されている。個人補助としては、授業料減免を除けば、これまで日本学生支援機構奨

学金は給付ではなく貸与のため、国庫負担金は利子補給などわずかにとどまっており、きわめて不十分なものであった。これに対して、第2節で詳しく見るが、2017年度から2つの新しい奨学金制度が創設された。1つは給付型奨学金であり、もう1つは新所得連動型奨学金制度である。この2つは目的が明確に異なり、まず、給付型奨学金の目的は、きわめて経済的に困難な状況にある世帯の学生の進学を促進することにある。これに対して、所得連動型の目的は、低所得層だけでなく、中所得層も含めて返還の負担を軽減することにある。この2つの制度の創設の背景としていくつかの要因が挙げられる。まず、所得階層別に大きな進学格差があることである。また、教育費の親負担主義は「無理する家計」を生み出している。「無理する家計」とは、わが子のために他の家計支出を節約し、将来の教育費のために貯蓄あるいは学資保険などに回す家計を指す。授業料が値上がりも関わらず、家計所得はむしろ低下傾向にあり、その結果、家計の教育費負担はますます重くなり続けている（小林 2018）。白川（2018）は、奨学金制度は教育費負担のあり方を社会的に調整する制度の一つであり、高等教育における学費負担において私的負担が大きい現代日本社会において、公的奨学金制度の持つ社会的意義は、ますます大きなものになっていると言えるだろうと述べている。

< 高等教育費機関への支出における家計からの支出の割合の推移（2015年と2021年） >

Figure C3.4. Trends in the share of expenditure on tertiary institutions coming from households (2015 and 2021)

In per cent, final sources of funds



(出所：OECD education at a glance 2024)

文部科学白書（2009）によると、国立大学の授業料、私立大学の授業料、消費者物価指数のそれぞれについて昭和50年時点を100としたとき、消費者物価指数は30年間で約2

倍となっているのに対して、大学の授業料はこれを大きく上回り、国立大学で約 15 倍、私立大学で約 4 倍となっている。令和 3 年度の国立大学の授業料は 536,363 円であり、私立大学の授業料は 930,943 円となっている（国立大学の授業料は国が示す標準額、私立大学の授業料は平均）。昭和 50 年の授業料（国立大学：27,847 円、私立大学：182,677 円）と比べると、国立大学で約 19 倍、私立大学で約 5 倍となっており、年々増加していることが分かる。

日本は、授業料が高額であるにもかかわらず、奨学金を受ける学生の割合が低い（文部科学白書 2009）。小林(2007) は、ほとんどが貸与である日本の奨学金制度の現状では、家計は将来子どもが多額の借金を背負うことを避けようとするとして述べている。また、藤村(2009) も、貸与奨学金が、学費に対する意識を高めるうえで有効な学費調達方法であるとしても、ローンである以上将来の本人と親が抱えるリスクは否定できないと指摘している。実際に「高校生の進路に関する保護者調査」(2023)によると、「返済が必要な奨学金は、将来に子どもの負担になるので、借りたくない」という項目に「強くそう思う・そう思う」と回答した保護者が合わせて 79.4%となっている。このことから、日本の奨学金制度の中心を占めている「日本学生支援機構」の奨学金制度が、貸与となっていることが大きな原因であると考えられる。とりわけ低所得層ほど、ローンを回避し、高等教育機会の選択に影響し、ひいてはそのための進学を選択しない傾向がある。これは、最も学生支援を必要とする層が援助を受けないことになり、低所得層には効果がないことを意味している。(小林 2007)

小林(2007) は、高等教育機会の均等のための政策として重要なのは、授業料無償あるいは低授業料と、奨学金とりわけ給付奨学金により、学生や家計が実際に負担する授業料を低く設定する政策であると述べている。第 33 回 18 歳意識調査(2021)によると、教育格差の是正の為に必要なこととして、「高等教育の無償化などの制度整備」が 48.0%で一番となっている。(複数回答可) このことから、教育機会の格差の是正の為に、奨学金制度や高等教育費の無償化が解決策になりうると考えられる。

第 2 節 日本の奨学金制度

リサーチクエスションの内容に入る前に日本の奨学金制度の中心を占めている日本学生支援機構(JASSO)の奨学金制度についてまとめる。JASSOの奨学金には貸与奨学金と 2020 年に開始された給付型奨学金がある。今回は大学進学の際の教育格差について考えるため、予約採用に絞って見ていく。

(1) 貸与奨学金

貸与奨学金には利子が付かない第一種奨学金と利子が付く第二種奨学金がある。第 2 種奨学金は、昭和 59(1984)年に貸与希望者の増大に対応するために創設された。第 1 種奨学金と第 2 種奨学金では、学力基準や家計基準が異なる。第 1 種奨学金の学力基準は、「高等学校等における申込期間までの全履修科目の評定平均値が 5 段階評価で 3.5 以上で

あること」であるが、これを満たさない場合でも一定の条件を満たせば学力基準をクリアできる。家計基準は、「生活維持者の貸与額算定基準額*が 189,400 円以下であること」である。生活維持者とは、生計を維持している主たる人であり、原則父母のことを指す。

第 2 種奨学金の学力基準は、(1) 高等学校または専修学校における学業成績が平均水準以上と認められる (2) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる (3) 進学先の学校において学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者の 3 点である。家計基準は、「生活維持者の貸与額算定基準額が 381,500 円以下であること」である。利子が付かない第 1 種奨学金は、第 2 種奨学金に比べて学力基準が厳しいが、家計基準は低くなっていることがわかる。

貸与奨学金は返済する必要がある、返済の方法には、所得連動返還方式と定額返還方式がある。所得連動返還方式は、所得に応じた額を月額で返還する方式である。そのため、所得があまり高くない時でも無理のない月額で返還できるので、将来のリスクに備えることができる。定額返還方式は借りた総額に応じた額を月額で返還する方式である。最後まで同じ月額で変換するため、返還の計画が立てやすくなる。定額返還方式では、卒業後の返還負担が過大なものとなり、利用者の中で経済的に困難な状態に陥るものが少くない。この問題は、最終的に債務不履行となった場合にその信用情報が傷つけられることにより、その後の資本市場のアクセスに支障をきたす可能性を否定できないことである。所得連動型奨学金の場合には、所得に応じて返還金の額が決まることから、このような状況に陥ることは極めて低い。このことは、奨学金を借りている人だけでなく、制度の存続という観点から見てもメリットが大きい。(阪本 2019)

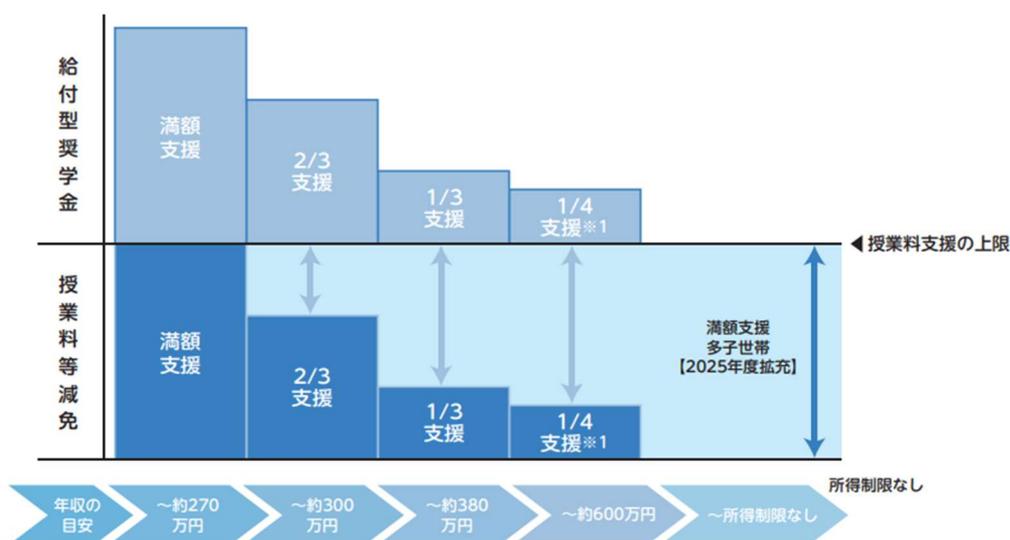
(2) 給付型奨学金

第 1 節で触れたように、給付型奨学金については 2017 年に創設され、2018 年度大学入学者から本格的に実施された。この制度の特徴は家庭状況・経済状況の条件を満たす進学希望者が、高校在学中に学校からの推薦を通じて、進学時にその受給ができるとする「予約型」のみであり、大学入学後、大学在学中の奨学金の採用が行われないことである。これは給付型奨学金が、進学を後押しするものとして位置づけられているためである。(白川 2018)

この制度は 2020 年に改正され、高等教育の修学支援制度となった。この制度は、返還を必要としない給付型奨学金と授業料・入学金の免除または減額により、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校を無償化する制度である。授業料・入学金の免除・減額は確認大学等（国または自治体の確認を受けた大学等）が、給付型奨学金は日本学生支援機構が行う。この制度では世帯年収の基準を満たしていれば、成績だけで判断せず、しっかりと「学ぶ意欲」があれば支援を受けることができる。家計基準に関しては、世帯構成や年収によって支給額の区分（第 I 区分～第 IV 区分）が決まる。多子世帯の場合、所得に関わらず一定額まで授業料・入学金が免除になる。下図から分かるように約 270 万円以下

の収入であれば、満額の支援を受けられ、約 600 万円までの世帯年収の家庭は 4 分の 1 の支援を受けられる。自宅外通学者には自宅通学者に比べて 2 倍以上の額が支援されるため、学生は自宅から通えない大学も視野に入れることができる。多子世帯とは、扶養する子どもの数が 3 人以上である世帯が対象となる。多子世帯は国公立大学であれば、授業料で 54 万円、入学金として 28 万円で計 82 万円が支援される。私立大学の場合は、授業料で 70 万円、入学金として 26 万円で計 96 万円が支援される。多子世帯への支援では、そうでない世帯と異なり、短期大学や高等専門学校、専門学校の授業料、入学金に対しても支援がされる。

<世帯年収と支援額の区分>



(出所：日本学生支援機構 「【高校生等対象】リーフレット」3 ページ)

*貸与額算定基準額 = (課税標準額) × 6% - (市町村民税調整控除額) - (多子控除) - (ひとり親控除) - (私立自宅外控)

第4章 奨学金制度・低授業料化（無償化）政策が教育格差を解消するか

リサーチクエストは「奨学金制度・低授業料化（無償化）政策が教育格差を解消するか」である。ここでは、2020年度から始まった修学支援新制度（給付型奨学金、授業料、入学金免除など）の効果から教育格差への影響を分析していくため、貸与奨学金制度と給付型奨学金制度、低授業料化（無償化）に分けてこれらの制度が大学進学の際の教育格差を解消するか分析していく。

第1節 貸与奨学金制度

まず、貸与奨学金制度が大学進学の際の教育格差を解消するかについて考える。日本の奨学金制度が貸与なのは、歴史的経緯から財政投融原資の制度であり、公的資金負担を極力抑えながら大学進学を促進する政策制度だからだと考えられる。そして貸与奨学金制度により、財政負担を避けつつ財政投融資制度を活用することによって、近年約130～140万人規模の奨学生の就学を可能にしてきた。その意味では大学進学者の希望実現・進学率の向上に貢献している制度である。また、卒業後すぐに就職し継続的に就業し、長期的・安定的に収入を得られている大部分の奨学生にとって、返済には大きな問題は生じない。しかし、貸与であるため疾病や派遣労働における雇用主都合の雇用止めなどにより就業が止められた場合返済困難になる（大金 2021）。

貸与奨学金制度における返済が高校生やその保護者が制度を利用することから遠ざけていると考えられる。前述したように「高校生の進路に関する保護者調査」（2023）によると、「返済が必要な奨学金は、将来に子どもの負担になるので、借りたくない」という項目に「強くそう思う・そう思う」と回答した保護者が合わせて79.4%となっている。また、自身行った調査においても「貸与奨学金を受給したいと思いますか」という質問に「いいえ」と答えた生徒は64人（57.7%）であった。その回答の理由としては、「将来、返還できるか不安だから、または不安になるから」という意見が一番多く、64人中49人がこの意見であった。

また、こうした返済に関する不安に対する対策を日本学生支援機構は十分に講じているとは考えづらい。大金（2021）によると日本学生支援機構は、返済が難しくなれば、返済猶予制度や返還金減額制度、所得連動型奨学金制度を用意しているとするかもしれないが、これらにより返還金を一時的に減額されたり、返済を猶予されても返済額が減ったりするわけではなく、返済期間が後倒しになるだけである。この制度では、経済的負担に変わりはないことになる。また、「家計負担の軽減」という観点から見ると、学生の在学時は貸与奨学金制度によって家計の負担が軽減されるかも知れないが、学生本人が卒業後、返還することを考えると、学費の負担が保護者から学生本人に移っただけであり、やはり教育格差の解消に役立っているとは言えない。そのため、貸与奨学金制度を利用することで大学進学が可能になることは否定できない一方で、貸与奨学金制度が大学進学の際の教育格差の解消に大きな影響を与えているとは言えないと考える。

大金（2021）は日本における貸与奨学金とは、奨学生に譲許的融資を行いその返済金を原資として資金を継続的に循環させる金融制度としての性格と、社会的弱者である経済的困難者である奨学生に教育機会を与えるという教育機会支援制度の両方の側面を持つ制度であり、そのため金融制度としての継続性（サステナビリティ）を維持しつつ、教育機会支援制度としての貸付資金の譲許性を担保とするなど弱者への配慮も行いつつ両方のバランスを取りつつ運営していくべき制度であるとしており、貸与奨学金制度が教育格差の解消に役立つためには将来返済困難になった場合の救済措置を講じる必要がある。

第2節 修学支援新制度（給付型奨学金、授業料・入学金免除）

次に給付型奨学金制度、低授業料化（無償化）が大学進学の際の教育格差を解消するかを、日本学生支援機構が2020年度に開始した修学支援新制度の現在までの効果から分析していく。日本学生支援機構が修学支援新制度において給付型奨学金を受給し終える（予定）学生へ行ったアンケート調査において、「奨学金はどのように役立ったか」という質問に対して「学業を継続できた」と回答している学生が82.5%いる（複数回答可）。このことから、給付型奨学金が高等教育への進学を望む受給者の大学進学を大きく後押ししたことがわかる。また、「家計の負担を軽減できた」と回答している学生が48.7%いる。この結果から、貸与奨学金制度では、解決されない家計負担の問題が給付型奨学金では幾分か解消されていることがわかる。教育費の親負担が主流の日本では、家計負担の軽減は大学進学を後押しし、大学進学の際の教育格差の解消に大きな影響を与えると考えられる。また、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生を支援対象とする新制度により高等教育の機会を得た学生は多いと考えられ、文部科学省の推計では、住民税非課税世帯の高等教育進学率は、2018年度には40.4%（全世帯の進学率は81.5%）であったものが、2020年度は51.2%（83.3%）、2021年度は54.3%（83.3%）となった（光本 2024）。さらに2023年度は69%まで上昇しており、新制度が住民税非課税世帯の高等教育進学率を始める前に比べて約29%も上昇させており、教育格差の解消に大きな影響を与えていることがわかる。以上の結果から給付型奨学金制度、授業料・入学金免除が大学進学の際の教育格差の解消に大きな影響を与えていると考えられる。

しかし、修学支援新制度には課題・問題点もある。光本（2024）は、この制度が選別主義であると指摘している。新制度の支援対象は「真に支援が必要な者」、すなわち非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生に限られている。また、この制度が支援対象者を一定の条件を満たす大学の学生に限定していることから、支援対象となる学生を特定の分野に誘導することに繋がる（光本 2024）。これに対してまず、この制度の対象者が住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生に限られているという問題については、本来進学を諦めなければいけなかったかもしれない層の学生とその他の層の学生との教育格差の解消がされるという点で、意味があると考えられる。また、支援対象となる学生を特定の分野に誘導することに繋がるとあるが、令和8年度の確認大学の数を見ると、大学・短期大学は1032

校中 986 校、専門学校は 2591 校中 2062 校と総数に対して確認大学の数が高い割合であることがわかる。また、学力基準を見ても、評定平均値が 5 段階中 3.5 以上であることと、学習の意欲があることであるため、支援を受ける学生を特定の分野に偏ることはないと考えられる。

また、授業料無償化について特に低所得層は授業料の変化に敏感であることが教育機会の観点からは重要となるため、低所得層に高等教育機会を拡大するためには、低授業料政策が有効であると主張される。しかし、大学進学層は高所得層の方が多いため、大学への公的補助による低授業料政策は低所得層（非大卒者）から高所得層（大卒者）への所得の逆進的な分配になるという批判がある（小林 2012）。阪本（2019）も、高等教育進学者に対して一般財源から無償の資金を支出するという点でもあり、場合によっては、逆進的な制度、すなわち低所得者層に負担を強いる制度になりかねないと述べている。しかし、このような逆進性は奨学金の給付対象を低所得者に限定すれば、ある程度緩和することができる。（阪本 2019）そのため、修学支援新制度のように住民税非課税世帯や多子世帯のみを対象に授業料を無償化するのであれば、この批判は解消されると考えられる。しかし、こうした所得制限を設けることには 2 つの問題がある。1 つ目は、所得を正確に行うためには、詳細な資金調査を行う必要があるが、そうした調査が個人の尊厳を傷つけるものである点である。2 つ目は仮にそうした調査が可能であっても、親子間などの家族の関係にまで踏み込むことは通常困難である。例えば、比較的裕福な家庭であっても、両親が子どもの進学に対して否定的で学費の支出に消極的な場合には、子どもは親からも社会からも支援されないという可能性がある。（阪本 2019）

また、大学の授業料を一律に無償化することには別の問題点もある。何の制限もなく一律に授業料を無償化すると、学生が私立大学に流れ、国公立大学を志望する学生の人数が減少する可能性がある。大阪の高校授業料無償化の政策からこの問題を考える。大阪府では、平成 22（2010）年度に私立高校等の授業料無償化制度を創設した。制度の目的は、自由に学校選択できる機会の保障と、公私の切磋琢磨による大阪の教育力の向上である。この制度は、国の高等学校等就学支援金等と併せて、大阪府独自の私立高校等授業料支援補助金を交付することにより、保護者が負担する授業料が無償又は一部負担となるように支援するものである。大阪府が私立高校授業料無償化を開始した当時、大阪府私学・大学課長であった室井氏は、大阪府の私立高校授業料無償化の主要因として、リーマンショック後の不況の中で、公立志向が高まり、低所得・低学力の生徒を中心に、高校進学を断念する生徒が現れたことなどの状況のもとで、公立高校のみを授業料無償化にすることは、公私間格差を拡大し、高校進学を断念する低所得世帯の生徒を増加させるリスクを自治体として認識したことを挙げている。

この政策は一見、保護者の家計負担を減らしている点で有効であるように思われる。しかし、公立高校では定員割れの問題が生じている。大阪府が公表している「データで見る府立高校」の「入試者選抜の結果」をみると、令和 5 年度は 146 校中、40 校（約 27%）で

あった定員割れの府立高校の数が、令和6年度には68校（約47%）、令和7年度には76校（約52%）にまで増えており（母数はどの年度も同じ）、令和7年度には、半数を超える府立高校が定員割れを起こしている。公立高校が定員割れを起こしている一方で、私立高校では、「専願」の割合が過去20年間で最高となり、私学志向が強まった。定員割れが相次いだ理由の一つは、授業料無償化で私立の経済的なハードルが下がったためと見られる。今後定員割れが続く場合には統廃合の可能性もある（読売新聞 2024年7月2日）。授業料を無償化にすると公立高校は授業料が安価である利点を失う。「公私が選ばれる学校を目指し競い合い、教育の質が上がる」と楽観視する政治家もいるが、教員の待遇改善や設備投資、英語・理数系教育の重点化など個々の学校の裁量に乏しい公立離れが進む可能性がある（日経新聞 2025年3月2日）。

文部科学省によると、2024年5月時点で全国の市区町村のうち63.6%の市町村で、公立高校の立地が0ないし1であり、34.9%の市町村には公立高校が1校しかない。文部科学省は、「今後の更なる少子化に伴い、地域唯一の高校が存続の危機に直面し、多くの地域で高校の統廃合の問題が顕在化していくことが想定される。」としており、無償化もこの流れを加速させる可能性がある。定員割れした公立高校が増えると、地域での学びの保障という公教育の機能が衰退し、地方創生と逆行する事態を招く懸念もある。（日経新聞 2025年3月2日）この問題点は私立大学の授業料を一律に無償化する場合にも生じると考えられる。私立大学の授業料を無償化することで、定員割れを起こす国公立大学が出てくる可能性があり、特に地方の国公立大学ではその可能性が高いと考えられる。上山（2011）によると私立大学は利益ベースで運営されるので、都市部に設置されることが多い。そのため、地方から都市部の私立大学に多くの学生が流入することが考えられる。また、これにより、地方の大学の経営が困難になる可能性も高くなると考えられる。以上のことより、大学の授業料を一律無償化にすることは確かに経済的な理由から生じる教育格差を解消するかもしれないが、国公立大学における定員割れやそれに伴う地方の過疎化を招く恐れがあるため、妥当な解決策とは言えない。

第5章 大学進学の際に生じる教育格差の解消

第1節 大学進学の際に生じる教育格差のさらなる解消のために必要なこと

本論文では、大学進学の際に生じる教育格差の原因の分類から、最も影響が大きいと考えられる経済的な理由を取り上げて、奨学金制度・低授業料化（無償化）政策が教育格差を解消するかについて考えてきた。具体的には、第1章第1節で教育格差の定義を確定した。ここでは、松岡（2020）の定義を採用し、教育格差を「子ども本人が変更できない初期条件である親の学歴、世帯収入、職業などの社会的・経済的・文化的な要素を統合した『社会経済的地位（socioeconomic status, SES）』や出身地域といった『生まれ』によって学歴や最終学歴などの結果に差があること」とした。第2節では教育格差の原因の分類について、Blandenらの分類を採用し、①両親のスキル②同類婚姻③両親のインプット④教育機関からのインプット⑤環境的な影響の5つに分けて考えていくこととした。

第2章では第1章第2節で決めた教育格差の分類を使って、日本における幼少期から大学進学までの教育格差の原因を分析した。大学進学の際に生じる教育格差の原因を分析する際に、Blandenらの分類では合わない部分があったため、原因の分類を、①両親の学歴②経済的な格差③地域間格差④インターネット環境⑤教育機関からのインプットに再分類した。第2節では、この分類に沿って日本における教育格差の原因を分析した。この分析から、大学進学の際に生じる教育格差の原因として経済的理由と、地域間格差が大きな影響を与えていることが分かった。

このことから第3章では、「奨学金制度・低授業料化（無償化）政策が教育格差を解消するか」をリサーチクエスションとし、まずは日本における教育観・授業料について調べた。日本は教育費の親負担が主流な国であり、OECD加盟国の中でも教育費負担が大きい国となっている。また、日本における大学の授業料は公私を問わず増加傾向にあり、ますます授業料の負担が大きくなっている。次に日本の奨学金制度について調べた。日本の奨学金制度の中心を占めているのは日本学生支援機構（JASSO）の奨学金制度であり、従来からある貸与奨学金制度と2020年度から始まった給付型奨学金制度がある。さらに貸与奨学金には利子が付かない第一種奨学金と利子が付く第二種奨学金がある。

第4章では、貸与奨学金制度と給付型奨学金制度・授業料無償化が教育格差を解消するかを分析した。本論文では、2020年度から始まった修学支援新制度（給付型奨学金、授業料、入学金免除など）の効果から教育格差への影響を分析していくため、貸与奨学金制度・給付型奨学金制度、低授業料化（無償化）に分けてこれらの制度が大学進学の際の教育格差を解消するか分析した。まず、貸与奨学金制度に関して、返還の義務があることから、受給することを回避する生徒が多く、教育格差の解消に大きな影響を与えるものとはいえない。また、所得連動型奨学金制度などを活用しても、返済を遅らせるだけで、返済額は変わらないため、有効な手段だとはいえない。よって貸与奨学金制度は教育格差の解消に役立っているが、大きな影響を与えるものではないと考えられる。

次に2020年度から始まった修学支援新制度が現時点で、教育格差の解消にどの程度貢

献しているか分析した。新制度により民税非課税世帯の高等教育進学率を始める前に比べて約 29%も上昇させていることや、アンケート調査において、「学業を継続できた」と回答した利用者が 80%以上いたことから新制度は教育格差の解消に役立っていると考えられる。しかし、授業料を一律に無償化することが有効な手段であるとは言えない。この問題点を大阪府の私立高校の授業料無償化政策から考えた。少子化や人気の問題など、この政策だけが原因とは明確に言えないが、大阪府の公立高校では定員割れが起きている。また、少子化の問題もあり、これに関しても私立高校の授業料無償化だけが原因とは明確に言えないが、公立高校が 1 校しかない市町村が増加する可能性もある。これらの問題は私立大学の授業料を無償化にする際にも生じると考えられ、私立大学が都市部に集中していることから、地方の若者を都市部に流入させる可能性があると考えられる。そのため、大学の授業料無償化は経済的な理由での教育格差の解消に役立つかもしれないが、公私間の志願者の差や地域間格差を生み出す可能性があるため、有効な手段とは言えない。

最後に、今後さらに大学進学の際の教育格差を解消するために必要なことを考える。本論文の先行研究や自身が行った調査を通して、今後大学進学の際の教育格差をさらに解消するために必要なことは、2 つあると考える。1 つ目は奨学金制度の認知度を高めていくことだと考える。2025 年に日本学生支援機構が行った広聴調査によると、高等教育の修学支援新制度の認知度を尋ねる質問において、「全く知らない」と答えた高校生は 42.3%、「聞いたことはあるが、あまり知らない」と答えた高校生は 31.0%と、二つを合わせると 73%以上の高校生はこの制度について詳しく知らないことになる。また、保護者に同じ質問をしたところ、46.8%の保護者が「全く知らない」、32.5%の保護者が「聞いたことはあるが、あまり知らない」と回答しており、79%以上の保護者がこの制度について詳しく知らないことがわかる。また、この制度を必要としていると考えられる世帯年収 600 万円未満の層では、「全く知らない」「聞いたことはあるが、あまり知らない」の回答を合わせて高校生の 61.4%、77.2%の保護者がこの制度について詳しく知らないという結果になっている。自身が行った調査においても同様の質問に対して「よく知っている」と回答した生徒は 7 人 (6.3%)、「名前は知っているが詳しくは知らない」と回答した生徒は 28 人 (25.2%)、「聞いたことがない」と回答した生徒は 76 人 (68.5%) であった。このことから、高等教育の修学支援新制度の認知度は開始から 5 年経った今でもそこまで高くないことがわかる。貸与奨学金制度に関しても同調査によると「全く知らない」と回答した高校生は 50.3%、「聞いたことはあるがあまり知らない」と回答した高校生は 26.5%と、こちらも認知度が高くないことがわかる。

必要としている生徒が奨学金制度の存在や仕組みを理解してもらわないと奨学金制度がある意味がないため、制度自体の認知度を上げることが重要になる。認知経路について、高等教育の修学支援新制度について「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した者の中で、一番多い認知経路は高校生・保護者とも「高校の先生または事務職員」となっている (高校生 29.9%、保護者 24.1%)。次に多いのは高校生も保護者も「パンフレッ

トなどの印刷物（高校経由で入手）」となっており（高校生 18.7%、保護者 21.7%）、高校経由で情報を得ている生徒や保護者が多いことがわかる。「進学情報についてより知ることができると思う案内方法」という質問に対する回答で一番多かったものも「高校の先生または事務職員」であった。そのため、学校からの案内が情報の確実性もあり、最も有効な認知経路であると考えられる。また、先ほどの質問に対する高校生の回答の4番目に Instagram が上がっている。SNS に関しては他にも Youtube や TikTok と回答した高校生も多く、SNS を活用した情報の周知方法も有効であると考えられる。

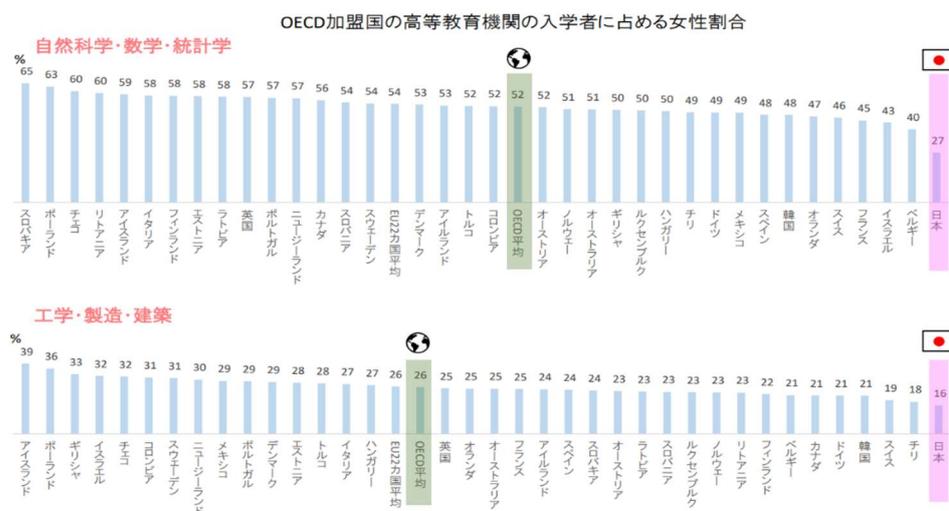
2つ目は、中所得層の負担の軽減である。修学支援新制度は低所得層向けの政策であり、小林・濱中（2021）は新制度の課題として、中所得層と高所得層の間の機会の不平等の解消に全く影響を与えないことを指摘している。中所得層と高所得層の間にも大学進学率の格差が生じているにも関わらず、中所得層に対しては従来の貸与奨学金制度以外の支援策は導入されていない。（小林・濱中 2021）日本は学費の「親負担」が主流であり、教育費の親負担主義は「無理する家計」を生み出している。「無理する家計」とは、わが子のために他の家計支出を節約し、将来の教育費のために貯蓄あるいは学資保険などに回す家計を指す。授業料が値上がりが続けたにも関わらず、家計所得はむしろ低下傾向にあり、その結果、家計の教育費負担はますます重くなり続けている（小林 2018）。修学支援新制度の対象となっていない中所得層にとって子どもの教育費は大きな負担となると考えられる。このため、更なる教育格差の解消のために新制度の支援対象外の中所得層に対する支援策を考える必要がある。

第4章第1節において、所得連動型奨学金制度は、返還の時期を遅らせているだけで、返還額が減るわけではないため、有効な手段ではないと述べた。しかし、小林（2018）は給付型奨学金の目的は、きわめて経済的に困難な状況にある世帯の学生の進学を促進することにあるのに対して、所得連動型奨学金制度の目的は低所得層だけでなく、中所得層も含めて返還の負担を軽減することにあると述べている。このことから、この制度は確かに長期的に見ると、学生やその親の教育費負担を軽減しないが、大学進学ということに焦点を当てると返還の不安を軽減することで奨学金の利用を後押しすると考えられることから、低所得層や中所得層には有効な手段なのかもしれない。この制度に関して自身の調査において「所得連動型で返還する方式なら活用したいか」という質問を行った。これに対して、「はい」と回答した生徒は71人（64.5%）、「いいえ」と回答した生徒は39人（35.5%）であった。肯定的な意見の生徒が多く、返済に対する不安を多少は和らげるものであると考えられる。この制度は日本においては2017年度より施行されているが、この制度の効果がどのようなものかはわからなかった。今後、この制度がどのような影響を持つのかを分析するとともに、この制度とは異なる中所得層への支援対策も考える必要がある。

第2節 本論文の課題

本論文の課題は2つある。1つは、教育格差が生じる経済的な要因とその他の要因との関連を調べられなかったことである。第2章においてBlandenらの分類を参考に大学進学の際に生じる教育格差の原因を再分類したが、これらの原因は互いに独立しているものではなく、相互に関係しているものであると考えられる。本論文では経済的な要因から生じる教育格差と奨学金制度の関係を調べたが、経済的な要因と両親の学歴、住んでいる地域、インターネット環境、教育機関からのインプットの関連までは調べられなかった。また、第4章第2節において2020年度より始まった修学支援新制度を用いて、給付型奨学金制度・授業料無償化が大学進学の際に生じる教育格差を解消するのかについて分析をしたが、この制度は始まってからまだ5年しかたっておらず、制度の結果が蓄積されていないことから、十分な分析にならなかった。

2つ目は、大学進学の際に生じる教育格差という大枠で考えたため、性別による差を調べられなかったことである。松岡(2020)によると、男性と比較して女性は学歴が低くなる(非大卒・短大卒)傾向がある。2020年度の大学への進学率を見ると、男子57.7%、女子50.9%と男子の方が6.8%高くなっている。また、女子の7.9%は短期大学に行っており、大学院の進学率を見ても女子5.8%、男子14.8%となっていることから、性別による大学進学率に差があることがわかる。また、中西(2021)は理系の各分野や、法学・経済学・社会科学系の文系分野で女子の割合が少ない。一方で、OECD諸国では、女子のSTEM(Science, Thechnology, Engineering and Mathematics)の教育の普及は進んでおり、社会科学分野においても女子学生の方が多くなっていると指摘している。内閣府(2022)も大学などの高等教育機関に入学した学生のうち、STEM分野に占める女性の割合は、OECD加盟国中、日本は最下位であり、女性の理工系人材の育成が極めてアンバランスな状況にあると述べている。下の図から分かるように日本のSTEM分野に占める女性の割合はOECD平均に比べて低く、自然科学・数学・統計学においてはOECD平均の約半分となっている。3つ目は、外国の教育制度や支援方法などを調べられなかったことである。例えば、ドイツは大学の授業料が留学生であっても無償となっているが、実施方法やこの制度のメリット・デメリットなどから今後の日本の教育制度や支援方法の在り方を検討するに至らなかった。



(出所：内閣府（2022）「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」 18ページ)

本論文では、日本の大学進学の際に教育格差と奨学金制度・授業料無償化の関係を分析したが、今後学ぶ意欲を持つ高校生が学びたいことを学びたい学校で学べる環境を作るために、持続可能な奨学金制度・教育制度が重要であると考えます。現在の奨学金制度、特に貸与奨学金制度では、返還ができず、負債不履行となってしまう場合もあり、これが積み重なると奨学金制度の運用が難しくなる。また、給付型奨学金においても現在だけではなく、今後も持続的に支援を必要としている学生を助けることができるような仕組みづくりが必要である。授業料無償化も一律に行うのではなく、一定の条件のもとで行うなどの対策が必要になると考えられる。本論文では、そこまで考えられなかったことも反省点である。

文献一覧

- ・前川史彦 (2011) 「日本における教育格差—プルトップ型教育がもたらしたもの—」
香川大学 経済政策研究 第7号
- ・石野沙織、石川誠(2020) 「国際比較から見る日本のESDの展望」教職キャリア高度化センター教育実践研究紀要 第2号
- ・上山浩次郎 (2011) 「大学進学率の都道府県間格差の要因構造とその変容～多母集団パス解析による4時点比較～」教育社会研究第88集
- ・大金正知(2021) 「日本の奨学金制度についての公共政策上の観点からの一考察」 Policy and Practice Studies Volume 7 Number 1
- ・大阪府教育庁私学課 (2025) 「大阪府の私立高等学校等の授業料無償化制度について」
- ・厚生労働省(2023) 「令和3年度所得再配分調査の結果」
- ・厚生労働省 (2021) 「令和2年度版厚生労働白書—令和時代の社会保障と働き方を考える—」
- ・小林雅之(2007) 「高等教育機会の格差と是正政策」 教育社会学研究 80集
- ・小林雅之(2018) 「高等教育費負担の国際比較と日本の課題」 日本労働研究雑誌 No. 694
- ・小林雅之 (2012) 「家計負担と奨学金・授業料」 高等教育研究 第15集
- ・小林雅之・濱中義隆 (2021) 「修学支援新制度の効果検証」 桜美林大学研究紀要 総合人間科学研究 第2号
- ・光本滋 (2024) 「修学支援新制度の教育政策論的検討」 日本教育政策学会年報 第31号
- ・財務省 (2023) 「文教・科学技術 (参考資料)」
- ・阪本 (2019) 「所得連動型奨学金—その理論的背景と課題—」 高等教育研究 第22集 pp29-48
- ・白川優治 (2018) 「奨学金制度の歴史的変遷からみた給付型奨学金制度の制度的意義」 日本労働研究雑誌 No. 694
- ・白川優治 (2018) 「給付型奨学金制度の創設とその意義」 季刊 個人金融 2018秋
- ・内閣府 (2022) 「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」
- ・中西裕子 (2011) 「学校教育における男女共同参画の現状と課題—教育選択のジェンダ公正を目指して—」
- ・難波安彦・畑中美里 (2012) 「教育格差の要点と問題点」 兵庫教育大学 研究紀要第40巻 pp. 51-62
- ・日本学生支援機構 (2025) 「高等教育の修学支援新制度 機関要件の確認 (更新確認) 申請・審査の概要」
- ・日本学生支援機構 (2025) 「2024年度 広聴調査の結果について (要旨)」
- ・日本学生支援機構 「【高校生等対象】リーフレット」
- ・日本経済新聞 (2025年3月2日) 「『公立ゼロ』増える懸念も、高校無償化の余波」

朝刊 p6

- ・日本財団「18歳意識調査 第33回—教育格差— 詳細版」
- ・藤村正司（2009）「大学進学における所得格差と高等教育政策の可能性」

教育社会学研究 85 集

- ・松岡亮二（2020）「日本の『教育格差』とコロナ禍（講演録）」財務省
- ・文部科学省（2024）「高等教育の修学支援新制度の現状について」
- ・文部科学省 「国際学力調査（PISA, TIMSS）」
- ・文部科学省（2023） 「TIMSS2023の結果（概要）のポイント」
- ・文部科学省（2023）「高校生の進路に関する保護者調査」
- ・文部科学省（2020）「GIGA スクール構想の実現へ」
- ・文部科学省（2024）「高等学校段階における学習者用端末の整備状況について（令和6年度当初）」
- ・文部科学省「国立私立大学の授業料等の推移」
- ・文部科学省（2024）「少子化が加速する地域における今後の高等学校教育の在り方 社会とつながる魅力ある高等学校に向けて」
- ・読売新聞（2024年7月2日）「独自に高校無償化の大阪府、私立志向強まり公立半数が定員割れ…『このままでは廃統合の可能性』」

・Jo Blanden, Matthias Doepke, Jan Stuhler(2022)” Educational

Inequality ” *Cambridge Mass; National Bureau of Economic Research*

- ・大阪府（最終閲覧日 2025年12月9日） <https://www.pref.osaka.lg.jp/index.html>

- ・日本学生支援機構 「奨学金制度の種類と概要」（最終閲覧日9月30日）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/index.html>

- ・OECD “Education at a Glance 2024” （最終閲覧日9月30日）

https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2024/09/education-at-a-glance-2024_5ea68448/c00cad36-en.pdf

- ・WORLD BANK GROUP ” School enrollment, tertiary(% gross)” （最終閲覧日2025年6月9日）

<https://data.worldbank.org/indicator/SE.TER.ENRR?end=2023&start=1970&view=chart>

- ・World Bank Group “School enrollment, tertiary(% gross) - OECD members” （最終閲覧日 2025年9月4日）

<https://data.worldbank.org/indicator/SE.TER.ENRR?locations=OE>